

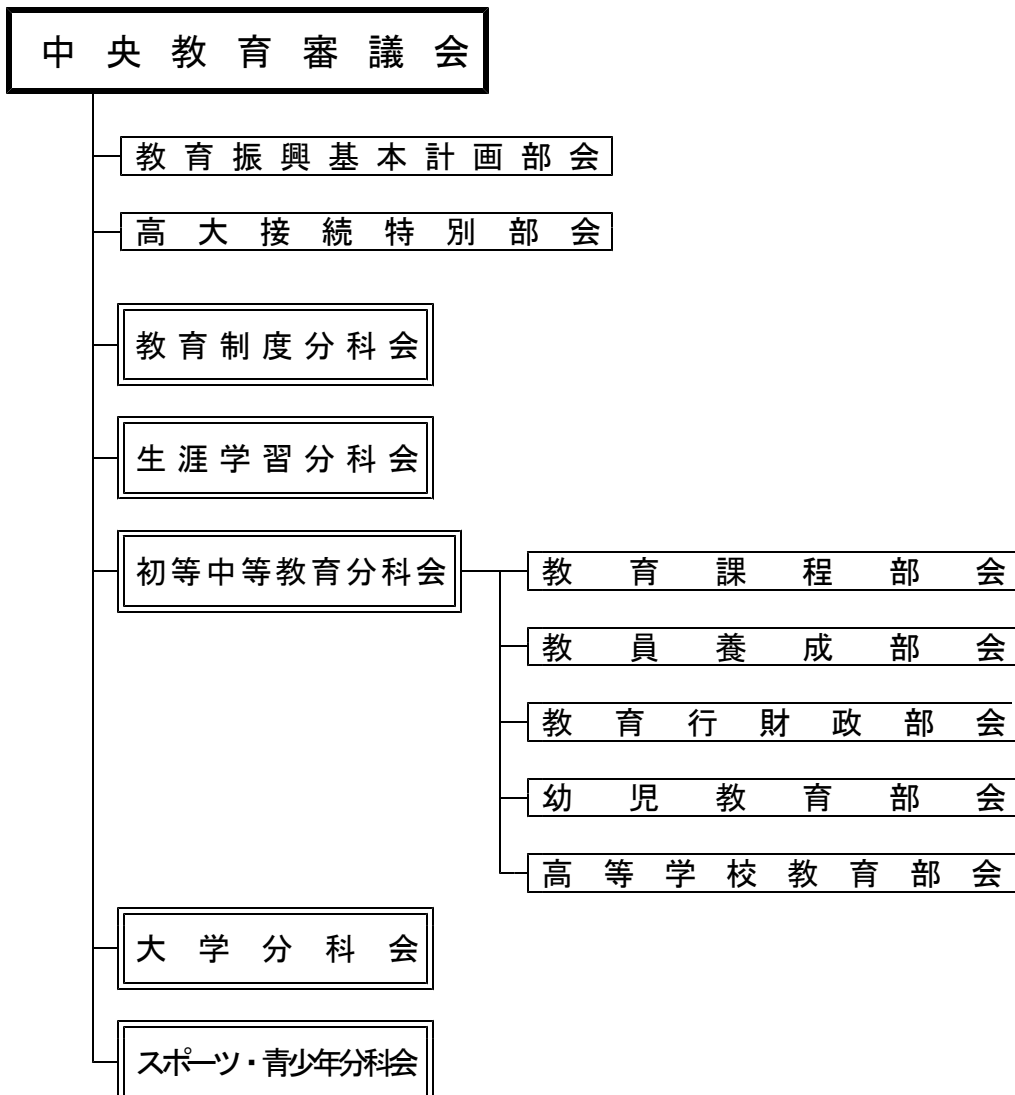
中央教育審議会初等中等教育分科会について

1. 初等中等教育分科会の主な所掌業務

- (1) 初等中等教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 理科教育振興法、産業教育振興法及び教職員免許法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2. 構成

- (1) 委員 14 名、任期 2 年（再任可）
- (2) 必要に応じて臨時委員及び専門委員を置く。第 7 期は臨時委員 18 名を発令。
※任期は平成 27 年 2 月 14 日まで



(注) は分科会、 は部会